



雪解の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

確定申告期限が4/15まで延期されましたが、弊所は例年通り3月中旬までの申告を行います。

重要情報

1. 確定申告期限の延長

本年は確定申告期限が1か月延長されて4/15までとなっています。昨年は特に延長期限を設けず、期限後でも柔軟に受付を認めていましたが、特に本年はそうした柔軟な受付は発表されていません。

2. R2年分の路線価初の見直し補正

コロナ禍で地価の急落が目立つ地域はR2年分の路線価が、7-9月と10-12月の相続・贈与分に区分して減額補正されます。10-12月の補正率は4月公表予定のため、対象地の贈与税の申告期限も公表日から2か月以内に延長されます。

3. 消費税インボイス制度の取り扱い公表

国税庁はR5.10月から始まる消費税の適格請求書等(インボイス)保存制度に関し「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて(法令解釈通達)」を公表しました。免税事業者への経費支払には仮払消費税が含まれないこととなります。

元バックパッカー赤羽の旅断(バナー)



北海道 AUG2019 平取びらとり二風谷にぶたにアイヌコタン博物館の向かいには、萱野茂記念館があります。個人的にはこちらの記念館の展示品の解説文が大変興味深かったです。普通の博物館の解説は、外側の研究者が推定や事実を交えて客観的に解説します。でも萱野茂記念館の解説は、内側の使用者が伝承や経験を交えて主観的に解説します。萱野茂先生は、日本初のアイヌ民族として国会議員になった方で、民芸収集やアイヌ語研究、保存の第一人者、そしてアイヌの魂を後世に残すという偉業に生涯をささげた人でした。NHKなどで放送された資料映像も大変興味深いです。日本という国がかつて彼らに行ったこと、某国の少数民族に行っている蛮行と重なります。民族を浄化するためには、言葉を奪えばよい。彼は公の場でアイヌ語を発信し続けたのでした。

☆事務所からの連絡☆

資料送付が多い顧問先さまに、弊所宛名ラベルを配布しています。ご希望の方はお知らせください。

3月のイベント

★確定申告期限等(延期後)

所得税 4/15木 振替日5/31月

贈与税 //

個人消費税// 振替日5/24月

弊事務所への資料提出は2月末まで(原則)にお願いします。

税金マメ知識

【在宅勤務者に対する各種手当の課税関係】
国税庁は1/15に「在宅勤務にかかる費用負担等に関するFAQ」を公表しました。一律に支給する在宅勤務手当は源泉課税の対象ですが、在宅勤務に係る自宅の経費のうち「業務使用部分」の費用について、実費相当額を精算支給する場合は非課税です。「業務使用部分」の簡便計算として、電気料金は床面積、通信基本料は在宅勤務日数分の1/2相当など合理的な方法を認めています。通話先明細が確認できる通話料等は按分計算できません。通信端末の貸与や、レンタルオフィス利用料の実費精算は非課税です。出勤日数が減っても満額支給する出勤手当は日数按分の必要なく非課税となるようですが、出勤予定がないのに通勤手当名目で支給されたものは非課税にできません。

晩酌のじかん

外で飲まなくなって1年くらいでしょうか。そして、赤ら顔をして外を歩くことに抵抗感も感じるようになりました。緊急事態ですもんね。んで、家で飲むわけですが、やっぱり「飲酒」が目的になると良くないので、なかなか悩ましいところです。晩酌にクラシック音楽でも流してみましようか…



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red